姶良市

児童通所給付　各種加算の取扱い等について

Ver1.2

姶良市　長寿・障害福祉課

2026 年 11 月 1 日

内容

Ⅰ　個別サポート加算（Ⅰ）の算定について 2
Ⅱ　個別サポート加算（Ⅱ）の算定について 5
Ⅲ　個別サポート加算（Ⅲ）の算定について 7
Ⅲ　医療的ケア児　判定スコアについて 11
Ⅳ　その他 15

はじめに

本書では、個別サポート加算をはじめ、市に申請いただき、受給者証に明記されることで加算対象となる各種加算に関し、手続等に必要な書類や一般的な流れについて、掲載しています。

内容は、発行時点のものであり、政省令の改正及び報酬改定等により内容等が変わる場合があります。

厚生労働省のホームページや県障害福祉課から送付される文書等についても必ず併せて確認ください。

Ⅰ　個別サポート加算（Ⅰ）の算定について

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障がい児に支援を充実させる観点から、一定の要件に該当する障がい児を受け入れ、支援を行った場合に加算されます。

また、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスの「個別サポート加算１」の要件が見直されたことにより、当該加算の算定要否判定に係る調査方法が変更されました。

１．算定要件について

（対象者要件）

～児童発達支援～　　単位数：120 単位／日

・重症心身障害児
・身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている障がい児
・療育手帳Ａ１、Ａ２（重度または最重度）の交付を受けている児童
・精神障害者保健福祉手帳１級の交付の交付を受けている児童

※乳幼児等サポート調査は廃止されました。

～放課後等デイサービス～

（１）個別サポート加算（Ⅰ）重度　　単位数：120 単位／日

・就学児サポート調査票において著しく重度（食事・排泄・入浴・移動のうち、３項目以上が全介助）と判定された児童。

（２）個別サポート加算（Ⅰ）　単位数：90 単位／日

・就学児サポート調査票における⑤～⑳の欄の区分に当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上となり、ケアニーズの高い障害児に該当する児童。

（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合には 30 単位／日を加算）

個別サポート加算については、加算を請求する事業所により、就学児サポート調査票を作成いただき、担当者会議やモニタリング等の際に、保護者、関係機関等との協議を勘案の上、計画相談支援事業所（相談支援専門員）を経由し、計画案とともに提出いただく流れとします。

※詳細は、こども家庭庁令和 6 年 3 月 25 日事務連絡「児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の見直しに伴う調査方法等の変更について」、子ども家

庭庁令和６年４月１日事務連絡「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改訂事項の概要について」をご確認ください。

【参照１】「児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の見直しに伴う調査方法等の変更について」

【参照２】「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改訂事項の概要について」

加算の認定の流れ

通所事業所において、サポート調査票を作成
（作成した調査票の内容について、保護者の了承（署名）を得る必要があります。）

＊１　複数事業所を利用している児童については、上限管理と同様の考え方で、利用日数が多い事業所が作成。
＊２　新規の児童については、相談支援事業所がアセスメントを基に作成。

作成したサポート調査票について、担当者会議やモニタリングにおいて、内容を確認し、保護者に承諾（署名）いただいた上で、~~計画~~相談支援専門員（相談支援事業所）を経由して市に提出。

交付された受給者証に加算が記載されていることを確認の上、請求等を行う。

更新や利用開始後に個別サポート加算が必要なケースについては、通所支援事業所により作成し、保護者の承諾（署名）、モニタリング等を経て、計画案又はモニタリングと併せて市に提出。

Ⅱ　個別サポート加算（Ⅱ）の算定について

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童等のケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策協議会、医師との連携を行うことへの加算として、令和３年度の障害福祉サービス等報酬改定により「個別サポート加算Ⅱ」が創設され、令和６年度の報酬改定により、要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を６月に１回以上共有）し支援を行った場合と変更されました。

１．算定要件について

【対象となる児】
・要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）

【主な要件】
・児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること
・連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと
・支援の状況等を６月に１回以上関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること
・市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

※本加算を算定している場合、同じ観点からの関係機関等との連携について、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できません。

○ この加算は、要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定するものです。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討してください。

※１　要保護児童・・・児童福祉法第６条の３第８項に規定する要保護児童
※２　要支援児童・・・児童福祉法第６条の３第５項に規定する要支援児童

個別サポート加算Ⅱについては、各事業所で作成する個別支援計画外、慎重な取扱いが必要となることから、ケースに応じて個別対応となります。

児童相談所とのケース会議の開催等、児相と直接のやりとりが発生しているケース等が、当該加算に該当するケースとなります。

対応については、個別にご相談ください。

※詳細は、厚生労働省令和３年３月31日事務連絡「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」、子ども家庭庁令和６年４月１日事務連絡「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改訂事項の概要について」をご確認ください。

【参照】「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」

Ⅲ　個別サポート加算（Ⅲ）の算定について

小・中学校における不登校児童生徒数が、約29万9千人（「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」文部科学省）となり、過去最多となっている中、放課後等デイサービスにおいても、不登校の状態にある障害児を受け入れ、支援を行っている実態があります。

令和５年３月に取りまとめられた「障害児通所支援に関する検討会」報告書では、以下のとおり報告されています。

・学校には在籍しているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児については、学校の対応に加えて、放課後等デイサービスについても、休息ができ、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての役割は大きい。不安解消、社会的コミュニケーションを図れる場所として、将来の社会参加を促進するという観点からも、放課後等デイサービスにおいても教育や医療等関係機関と連携しながら支援していくことが必要である。

・そうしたこどもへの支援の提供や、学校との連携を効果的に進めていく上では、ICTの活用も重要であり、取組を進めていく必要がある。

（引用：「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和５年３月））

これらの実態や検討を踏まえ、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、学校等と緊密に連携を図りながら、不登校の状態にある障害児に対する支援（保護者への相談援助等を含む。以下同じ。）を行う事業所を報酬上評価するため、「個別サポート加算（Ⅲ）」が創設されました。

１　算定要件について

【対象となる児】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、長期的継続的もしくは断続的に欠席している障害児（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された障害児。

【算定における留意点】

（１）学校と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

○あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。また、学校との情報共有については、月に1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと（なお、当該連携については関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）。

〇学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。

なお、本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断すること。

〇本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものであることから、例えば授業終了後に利用する場合であっても、算定は可能であるとともに、障害児が不登校の状態に該当することのみをもって算定ができるものではないことに留意すること。

（２）家庭と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月１回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと。

なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定はできません。

（３）市と連携を図ること

市（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、学校や家庭との連携状況、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。

※詳細は、こども家庭庁令和６年４月 22 日事務連絡「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて」、子ども家庭庁令和６年４月１日事務連絡「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改訂事項の概要について」をご確認ください。

【参照１】「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて」

【参照２】「個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについて

就学児サポート調査・給付決定時調査　調査票
【放課後等デイサービス】

調査対象児童氏名		調査日時	

調査票記入者氏名	
（所属）	

【調査実施者の方へ】

○　①～④の項目に✔をつけるほか、別紙の「就学児サポート調査（行動関連16項目）留意事項」に沿って、⑤～⑳の行動関連項目の「判定結果欄」に✔をつけ、「サポート加算対象の判定」の要件に該当する場合は✔をつけてください。

○　その調査結果について、、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、給付決定時調査の項目に✔を付けてください。

サポート調査　調査項目	判定結果欄			給付決定時調査項目との対応
	介助なし	一部介助	全介助	
①　食事				項目①
②　入浴				項目②
③　排泄				項目③
④　移動				項目④
	支援不要 （0点）	支援が必要な場合がある （1点）	常に支援が必要 （2点）	給付決定時調査項目との対応
⑤　コミュニケーション				項目⑩
⑥　説明の理解				項目⑩
⑦　大声・奇声を出す				項目⑤
⑧　異食行動				項目⑥
⑨　多動・行動停止				項目⑤
⑩　不安定な行動				項目⑤
⑪　自らを傷つける行為				項目⑦
⑫　他人を傷つける行為				項目⑦
⑬　不適切な行為				項目⑦
⑭　突発的な行動				項目⑤
⑮　過食・反すう等				項目⑥
⑯　てんかん				項目⑤
⑰　そううつ状態				項目⑧
⑱　反復的行動				項目⑨
⑲　対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳　読み書き				項目⑪

個別サポート加算（Ⅰ）の対象の判定　※以下のいずれかに該当	
○　①～④の3以上が「全介助」になる。	
○　⑤～⑳の✔の合計が13点以上になる。	

裏面に続きます。

給付決定時調査　調査項目	介助なし	一部介助	全介助	サポート調査との対応
①　食事				項目①
②　排泄				項目②
③　入浴				項目③
④　移動				項目④
	なし	週1回 以上	ほぼ毎日	サポート調査との対応
⑤　強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動				項目⑦、⑨、⑩、⑭、⑯
⑥　睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）				項目⑧、⑮
⑦　自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為				項目⑪、⑫、⑬
⑧　気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する				項目⑰
⑨　再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる				項目⑱
⑩　他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる				項目⑤、⑥、⑲
⑪　学習障害のため、読み書きが困難				項目⑳

※　通常の発達において必要とされる介助等は除く。

保護者確認欄	年　　月　　日（自署又は押印）

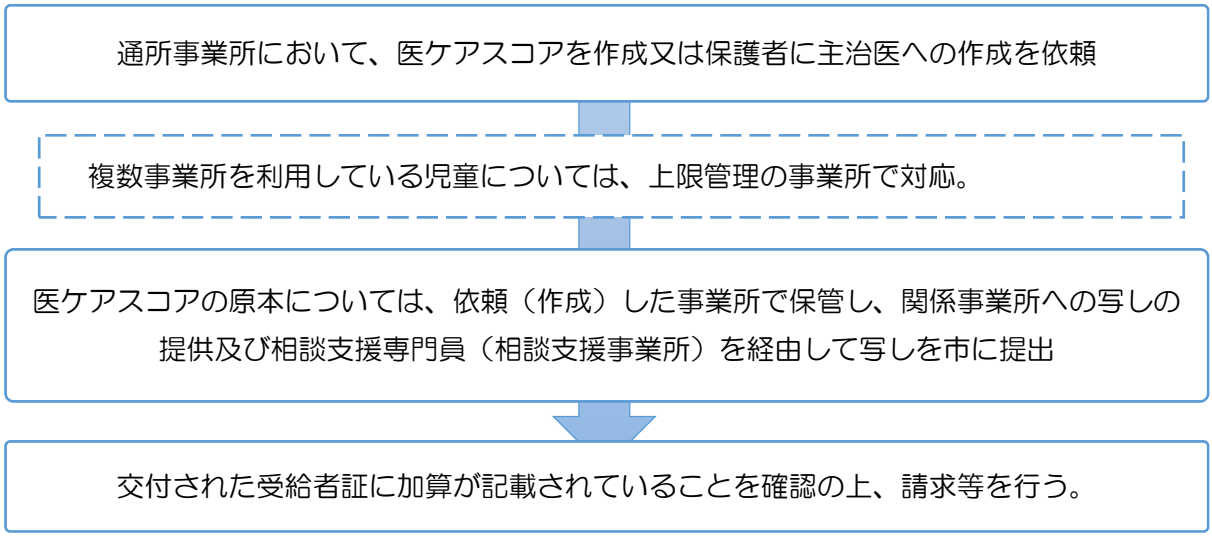
Ⅳ　医療的ケア児　判定スコアについて

医療的ケア児に対する支援に係る報酬の算定時には、判定スコアが必要となります。

判定スコアについても今後、加算を必要とする事業所から、保護者に依頼し、スコアの原本についても、依頼事業所での保管とします。

市へ提出するスコアについては、相談支援事業所を経由し、写しを提出してください。

なお、複数事業所利用している児童へのスコアの依頼、原本の保管については、個別サポート加算と同様、上限管理と同じ考え方で、上限管理事業所により行うこととし、関係事業所に写しを提供するようにしてください。



別紙１

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名		医療機関 住所地	〒　　－
		連絡先 電話番号	

患者氏名		患者生年月日	年　月　日	
初回判定年月日 **（初回記入欄）**	年　月　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
				－　－

NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性	有　・　無

※　NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。

※　在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。

更新時用	①更新判定 **（2回目記入欄）**	判定年月日　年　月　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号 －　－
	②再更新判定 **（3回目記入欄）**	判定年月日　年　月　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号 －　－

※　障害福祉サービス等は１年に１回程度（サービスによっては３年に１回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

裏面の医療的ケア判定スコア　記載要領

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。

※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が(短期)入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

医療的ケア（診療の補助行為）		基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準（目安）		
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合（0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点）		□		8点	□		□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□		5点	□		□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法		□	□	8点	□		□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）		□		8点	□		□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		□	□	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	□		8点	□		□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	□		3点	□		□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）		□		8点	□		□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 注）いずれか一つを選択	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）	□	□	5点	□		□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） 注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□		□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）		□		8点	□		□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
12 導尿 注）いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	□	□	5点						
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
13 排便管理 注）いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	□	□	5点	□		□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	□	□	5点						
	(3) 浣腸	□	□	3点						
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		□		3点	□		□	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合（2点）		それ以外の場合

(a)基本スコア合計		(b)見守りスコア合計	(a)＋(b)判定スコア	(a)＋(b)判定スコア
＜日中＞	＜夜間＞		＜日中＞	＜夜間＞

確認ポイント

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名		医療機関住所地	〒　－
		連絡先電話番号	

患者氏名	年
初回判定年月日（初回記入欄）	

NICU等から退院した障害児の居宅介護や短期入所等の支給決定の要否等を勘案する際の資料としてご活用ください。

支給決定の更新時に、医療的ケアの状況や主治医の医療機関が変わらない場合、同じ用紙を使用して市町村に提出することが可能としたため、この欄を設けています。
用紙について、保護者にコピーを保管するよう御案内をお願いします。

NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性	有　・　無

※　NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。
※　在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けて

更新時用	①更新判定（2回目記入欄）	判定年月日　年　月　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
					－　－
	②再更新判定（3回目記入欄）	判定年月日　年　月　日	医師氏名	（ふりがな）	連絡先電話番号
					－　－

※　障害福祉サービス等は１年に１回程度（サービスによっては３年に１回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

裏面の医療的ケア判定スコア　記載要領

【基本スコア】
申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。
※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が（短期）入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】
いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

医療的ケア（診療の補助行為）		基本スコア 日中	基本スコア 夜間	基本スコア	見守りスコア 高	見守りスコア 中	見守りスコア 低	見守りスコアの基準（目安） 見守り高の場合	見守りスコアの基準（目安） 見守り中の場合	見守り低の場合（0点）
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間欠的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合（2点）	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合（1点）	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注）人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。（人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点）		□		8点	□		□	自発呼吸がほとんどない等のために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（2点）		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□		5点	□		□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合（1点）		それ以外の場合
4 酸素療法		□	□	8点	□		□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合（1点）		それ以外の場合
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）		□		8点	□		□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合（1点）		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		□	□	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	□		8点	□		□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	□		3点	□		□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）		□		8点	□		□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合（2点）		それ以外の場合
9 皮下注射 注）いずれか一つを選択	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）	□	□	5点	□		□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合（1点）		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む） 注）インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□		□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合（1点）		それ以外の場合
11 経続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）		□		8点	□					
12 導尿 注）いずれか一つを					□					
13 排便管理 注）いずれか一つを					□					
14 痙攣時の坐 注）医師から発作時の る場合					□					

●上記の各項目にチェックが入っていれば、合計欄が空欄の場合であっても有効な書類として取り扱ってください。

●その際は、提出先（市町村又は事業所）において計算して、医療的ケアスコアの確認をお願いします。

●療養介護・短期入所・福祉型障害児入所施設については、合計スコアの「日中」と「夜間」のうち、高い方の点数を医療的ケアスコアとしてください。

●児童発達支援・放課後等デイサービスについては、合計スコアの「日中」の点数を医療的ケアスコアとしてください。

(a)基本スコア合計 <日中>	(a)基本スコア合計 <夜間>	(b)見守りスコア合計	(a)+(b)判定スコア <日中>	(a)+(b)判定スコア <夜間>

Ⅴ　その他

・　強度行動障害にかかる加算の認定に当たっては、「行動障害に関する調査票」によるスコアの確認が必要です。

・　短期入所のサービスの利用に際しては、５領域 11 項目の調査票が必要です。
　各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

区分認定調査の基準等については、厚生労働省のホームページで「認定調査員マニュアル」を参照ください。

行動障害に関する調査表

利用者氏名（　　）

合計／　　点

該当する項目に○をしてください。

行動障害の内容	説明	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜くなど	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	他人を叩く、髪を引っ張る、噛みつく、蹴るなど相手がけがをしかねないような行為など	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	強く指示をしても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通すなどの行為で止めても止めきれないもの。特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるなど	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
激しい器物破損	ガラス、家具類、食器類などを壊し、結果、危害が本人にも周りにも大きいもの、衣類を破ってしまうなど	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転している。日中寝てしまう、夜になると活動的となり、寝ようとしないなど、日中の生活に支障が生じているなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行為	食器ごと投げる、椅子に座っていられず皆と一緒に食事ができない、土や石など食べられないものを口に入れる、過食、拒食等	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
排泄に関する強度の障害	排泄物を触る・もてあそぶ、脅迫的に排尿排便行為を繰り返すなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに上るなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行為	周囲が驚いたり、他人が迷惑となるような大声や奇声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	1日に1回以上	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にとても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり

５領域 11 項目　調査票

調査年月日　　年　　月　　日		調査者		
フリガナ		生年月日	平成・令和 年　　月　　日	
児童氏名				
申請する支援の種類・内容				
種　類	□短期入所	□	□	□

	項　目		区　分	判断基準
①	食事		1　全介助	全面的に介助を要する。
			2　一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
			3　できる	
②	排せつ		1　全介助	全面的に介助を要する。
			2　一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
			3　できる	
③	入浴		1　全介助	全面的に介助を要する。
			2　一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
			3　できる	
④	移動		1　全介助	全面的に介助を要する。
			2　一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
			3　できる	
⑤	行動障害及び精神症状	(1)　強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(2)　睡眠障害者や食事･排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む)。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(3)　自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(4)　気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(5)　再三の手洗いや繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(6)　他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため、外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	
		(7)　学習障害のため、読み書きが困難。	1　ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週５日以上の）支援や配慮等が必要
			2　週に１回以上	・週に１回以上の支援や配慮等が必要
			3　ない	

＊　通常の発達において必要とされる介助等は除く。

短期入所の単価区分

	区分	評価基準
	区分３	①～④の項目のうち「全介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上
	区分２	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「週に１回以上」が１項目以上
	区分１	区分３又は区分２に該当しない児童で、①～④のうち「一部介助」又は「全介助」が１項目以上